



2025年10月30日

各 位

会 社 名 株式会社フューチャーリンクネットワーク
代表者名 代 表 取 締 役 石 井 丈 晴
(コード番号：9241 東証グロース)
問合せ先 取 締 役 中 川 拓 哉
(TEL 047-495-0525)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年11月27日開催予定の第26期定時株主総会での承認を条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行すること及びこれに必要な定款の一部変更を行なうことについて、同定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するものです。

(2) 移行の時期

2025年11月27日開催予定の第26回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ②上記の変更に伴い、条数の整備等所要の変更を行うものであります

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年11月27日（予定）
定款変更の効力発生日	2025年11月27日（予定）

以上

(別表)

定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(<u>削除</u>)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当社の取締役は、7名以内とする。	第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 選任する。
2～3 (条文省略)	2～3 (現行どおり)

第 2 0 条 （条文省略） （取締役の任期） 第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） （新設） （代表取締役及び役付取締役） 第 2 2 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 <u>2 （条文省略）</u> 第 2 3 条 （条文省略） （取締役会の招集通知） 第 2 4 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第 2 5 条～第 2 6 条 （条文省略） （新設）	第 2 0 条 （現行どおり） （取締役の任期） 第 2 1 条 取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> （代表取締役及び役付取締役） 第 2 2 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2 （現行どおり） 第 2 3 条 （現行どおり） （取締役会の招集通知） 第 2 4 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第 2 5 条～第 2 6 条 （現行どおり） <u>（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>第 2 7 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げ</u>
---	--

第27条 (条文省略) (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>それぞれ株主総会の決議によって定める。</u> 第29条 (条文省略) 第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (監査役の員数) 第30条 <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u> (監査役の選任方法) 第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	<u>る事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第28条 (現行どおり) (報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> 第30条 (現行どおり) 第5章 <u>監査等委員会</u> (削除) (削除) (削除) (常勤の監査等委員) 第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
---	--

(<u>監査役会の招集</u>) 第34条 <u>監査役会</u>は、<u>常勤の監査役</u>が招集し、議長として運営する。 2 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに<u>各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 <u>監査役全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。 (<u>監査役会の決議</u>) 第35条 <u>監査役</u>の決議は、法定で別段の定めがある場合を除き、原則として<u>監査役全員</u>の同意をもってこれを行う。 (<u>監査役会規程</u>) 第36条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。 (<u>報酬等</u>) 第37条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。 (<u>監査役の責任免除</u>) 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、4000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第6章 会計監査人	(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第32条 <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員会の長</u>が招集し、議長として運営する。 2 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに<u>各監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 <u>監査等委員全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。 (<u>監査等委員会の決議</u>) 第33条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法定で別段の定めがある場合を除き、原則として<u>監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもってこれを行う。 (<u>監査等委員会規程</u>) 第34条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。 (削除) (削除) 第6章 会計監査人
--	---

第<u>39</u>条～第<u>41</u>条 （条文省略） （会計監査人の報酬等） 第<u>42</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第7章 計 算 第<u>43</u>条 ～第<u>46</u>条 （条文省略） （新設）	第<u>35</u>条～第<u>37</u>条 （現行どおり） （会計監査人の報酬等） 第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第7章 計 算 第<u>39</u>条～第<u>42</u>条（現行どおり） 附則 （<u>監査役の責任免除に関する経過処置</u>） 1. <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、2025年11月開催の第26回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、2025年11月開催の第26回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u>
--	---